

< Question >

私は、父の代から続く老舗旅館（株式会社）を経営しております。もともとは父がすべての株式を持っており、父が15年前に亡くなった後、母が30%、私の姉が10%、私が60%の株式を引き継ぎましたが、母と姉は経営には全く関わっていません。私には妻と長男、二男がおり、息子たちはそれぞれ地元の企業で働いています。私も還暦を過ぎ、そろそろ後継者のことを考えています。私としては、金遣いが荒く、借金も多額に負っている放蕩息子の長男ではなく、次男に継いでもらいたいと考えています。私の目の黒いうちはいいのですが、ゆくゆく長男と次男との間で経営権争いなどが生じないように、今のうちから準備したいと思っています。どうすればよいでしょうか。

連載② 「事業承継」 スムーズな権限委譲と権利移転を

解説

今回は前回の続きを考えてみようと思います。

まず、そもそも後継者を誰にするのか、という悩みがあります。

今回は二男が後継者になるということですが、仮に家族にそういう方がいない場合に、誰が承継するのか、従業員の中から候補者がいて、その方に意欲もあるのか、難しい場合には、M&Aなどによって第三者に売却するという可能性も検討しなければなりません。M&Aの場合には、経営理念や顧客、取引先、従業員などステークホルダーに対しての方針の合致が重要です。今回の場合は、幸運にも二男を後継者にするという判断が存在するので、今後は、事業の現場を見ていくとともに、理念の継承などの後継者育成に注力していくこととなります。

その間に、法律的な課題についてのアプローチを進めていきます。具体的には①事業用資産と個人資産の峻別②事業用資産の移転方法・タイミングの検討③個人資

産の手当て、を準備していきます。

①事業用資産と個人資産の峻別
は、特に創業者の方に必要となる場合があります。事業上必要となる不動産などの資産を、個人名義のままにしている場合なのです。

この場合、一般的には、個人名義のままでは、遺産分割協議や遺留分減殺請求を通じて、事業用資産の権利が不安定になる可能性があります。その対策をしていきます。

②事業用資産の移転方法は、主に株式を想定して、売買、贈与、遺言による移転、などが考えられます。売買であればその対価や売主への課税の問題が、贈与であれば受取人の課税の問題があり、どの方法も一長一短あります。だからこそ、ご家族構成や、資産状況など、さまざまな要素を組み合わせて、段階的にスムーズな権限委譲と権利移転を実現するためのスキームを考えなければなりません。相談者が心配している長男との関

係を考えると、早めに確定的に権利を移しておくことが候補になると考えられます。

③個人資産の手当てとは、後継者以外の相続人に対する配慮をどうするか、というものです。ここでは、預貯金や不動産などのほか、生命保険が十分に検討に値します。相続税法上は、生命保険金の受取人が子など相続人である場合、みなし相続財産として課税の対象となります。しかし、民法上は、その額が極端に高額でない限り、生命保険金は受取人固有の権利として、遺産分割協議の対象とはならない取り扱いがされています。そこで、早めに保険をかけておくことで、もしもの場合のお金を用意しつつ、スムーズな相続となるよう備えておくことが考えられます。

田中芳樹 代表社員弁護士



弁護士法人ITS法律事務所
田中芳樹 代表社員弁護士

〈プロフィール〉東京大学法学部卒、2003年東京三菱銀行入社。06年に中央大学法科大学院卒、同年司法試験合格。07年に佐賀県鳥栖市で「ITS法律事務所」を開設。15年には福岡事務所を開設。「あなたの権利守ります」をモットーに個人相談から企業法務に至る全てのリーガルサービスを提供している。